

平成 27 年 5 月 21 日

各 位

上場会社名 株式会社プレステージ・インターナショナル
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 玉上 進一
(コード番号 4290 東証第一部)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 中山 克哉
TEL (03) 5213-0826
E-mail ir@prestigein.com

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 29 回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の目的

- (1) 当社の事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行なうものであります。
- (2) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるための規定を新設し、現行定款第 15 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条第 2 項及び現行定款第 41 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
<p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1) ~ (10) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(11) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第15条~第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (10) (現行どおり)</p> <p><u>(11) スポーツ関連事業</u></p> <p><u>(12) 特定地域型保育事業</u></p> <p>(13) (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条~第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

<p>第 31 条～第 40 条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第 41 条（条文省略）</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 32 条～第 41 条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第 42 条（現行どおり）</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日（予定）

以 上